

弾頭ミサイル攻撃における屋内避難実施要領の様式

避難実施要領

埼玉県美里町長

年 月 日 現在

1. 警報の内容

現状	
予測	
住民への周知 (内 容)	
(方 法) ※状況に応じた複数選択とする	エリアメール、防災みさと、防災無線登録制メール、町公式LINE、広報車 等
気象状況 (天 候)	
(気 温)	
(注 意 報)	
(警 報)	

2. 都道府県知事による避難の指示 (国民保護法第54条関係)

要避難地域		
避難先地域		
関係機関が講ずべき措置 (消防署・本部)		
(消防団)		
(警察署)		
(自衛隊)		
(その他)		
避難方法・行動		
県発信先 (部 署)		
(連絡先)		

3. 避難の方法に関する事項（国民保護法第61条第2項第1号）

要避難地域	(大 字)		
	(行政区)		
要配慮者利用施設の (有の場合、施設名を記入)	<b>有 無</b>		
避難先地域	(大 字)		
	※町外の場合は大字と 行政区の表記を削る	(行政区)	
一時集合場所			
集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			

4. 避難の実施に関し必要な事項（国民保護法第61条第2項第3号）

避難施設	(名 称)		
	(住 所) (連絡先)		
避難時の準備等	(携行品)		
	(服 装)		
	(その他)	日頃から、ハザードマップ「みさと防災」で、町内の危険箇所やどのような避難場所があるのか把握しておく。	
注意事項			
立入禁止、通行止め箇所等			
追加情報等の伝達方法			

5. 避難住民の誘導に関する事項（国民保護法第61条第2項2号）

避難誘導の方法	
職員の配置 (場 所)	
(人 数)	
(判 別)	現地人員等、住民への対応となる職員は、避難実施にあたって配置した職員であることが判別できるよう、身分が確認できるプレートを貼付したビブスを着用する。
職員への連絡・指示方法	携帯電話、デジタル簡易無線機、トランシーバー
要配慮者利用施設への対応	

6. 住民の行動（基本的な避難行動）

ミサイル着弾前	
屋外にいる場合	堅ろうな建物に逃げ込み、窓から離れてガラス破片の飛散が少ない場所に留まる。 適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
(地下や堅ろうな建物の代わりとなるもの)	アンダーパスの中、歩道橋の下部の下、浅瀬箇所の橋梁・ボックスカルバートの下、トンネルや土管型の公園遊具の中、コンクリート塀・構造物
屋内にいる場合	堅ろうな建物であるか確認し、そうでない場合は、一旦外に出て、より堅ろうな建物へ移動する。 地下がある建物の場合は地下、2階以上の建物の場合は1階に移動する。 窓がない部屋か、できるだけ窓から離れた所に留まる。 太い柱や柱の多い場所で、頭部を守る。 屋内の状況が確認できる場合や把握している場合は、窓を閉め、換気扇・空調・火の元を止める。
自動車運転中	ラジオで正確な情報収集を行うか、一旦安全に停車して携帯電話で情報収集を行い、むやみに移動したり車外に出ない。 電柱や鉄塔等から離れた安全な場所や緊急車両通行の妨げにならないように停車して、カギは付けたまま車から離れる。 以後の対応は「屋外にいる場合」と同様とする。

<p>電車の中にいる場合 (東日本旅客鉄道 八高線)</p>	<p>車内放送、携帯電話等で情報収集を行う。 必ず乗務員の指示に従い、むやみに非常用ボタンを押したり、車外に出ない。 車内に留まる場合は窓から離れた中央に移動し、姿勢を低くして頭部を守る。</p>
<p>ミサイル着弾後</p> <p>弾頭の種類や被害状況が判明するまでは、屋内から屋外へ出たり、爆心地に近づくことは危険であるため、屋内避難を継続する。被害内容の判明後、国及び都道府県からの避難措置・指示に応じて避難行動をとる。 なお、汚染されているか否かが明らかでない飲食物は口にしない。</p>	
<p>核兵器の場合</p>	<p>避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用し、外部被曝を抑制する。 マスクやタオル等で口及び鼻を保護し、内部被曝を抑制する。</p>
<p>生物兵器の場合</p>	<p>攻撃が行われた場所やその恐れがある場所から離れ、外気からの密閉性の高い部屋か、遠く離れた地域に避難する。部屋の密閉性を高めるためには、建物の全ての窓を閉め、換気扇・空調を止め、窓に目張りを行う。 生物剤による攻撃は行われた時期や場所等の特定が困難であるため、感染者の治療を講じ感染拡大を防止する。</p>
<p>化学兵器の場合</p>	<p>攻撃が行われた場所やその恐れがある場所から離れ、外気からの密閉性の高い部屋か、遠く離れた地域に避難する。部屋の密閉性を高めるためには、建物の全ての窓を閉め、換気扇・空調を止め、窓に目張りを行う。</p>
<p><b>7. 緊急時の連絡先・担当</b></p>	
<p>美里町国民保護対策本部 (主管課) (電 話)</p>	
<p><b>8. 関係機関の意見等 (状況や必要に応じた聴取先であり、全てに聴取ではない)</b></p>	
<p>児玉郡市広域消防本部 美里分署 電 話：0495-76-1119</p>	
<p>児玉郡市広域消防本部 (代表・総務課) 電 話：0495-24-0119</p>	
<p>美里町消防団 (団長・副団長) 電 話： ：</p>	
<p>児玉警察署 東児玉駐在所 電 話：0495-76-1178</p>	
<p>児玉警察署 大沢駐在所 電 話：0495-76-0442</p>	

児玉警察署 電 話：0495-72-0110	
自衛隊埼玉地方協力本部（総務課） 電 話：048-831-6043	
埼玉県危機管理防災部 危機管理課 電 話：048-830-8131 時間外：048-830-8111	
以下、その他	

※1～8の各項目について、明らかでない事項や当該避難実施において重要ではないと判断される事項については省略し、記入できる範囲のもので実施要領を迅速に作成する。  
 また、必要に応じて添付図等を活用し、本文記入に代えること。